

令和7年度豊中市立子育て支援センター入退管理システム実施業務公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

豊中市の子育て支援センターで行っているプレイルーム開放等の地域子育て支援拠点事業の利用者の入退管理について、システムを導入することで、市民の利便性向上及び施設の入力業務や情報管理の効率化を目的とし、入退管理システム実施業務に係る事業者を公募型プロポーザル（以下プロポーザル）という。）で選定するにあたり、必要なる事項を定めるものである。

2. 事業の概要

(1) 業務名

「豊中市立子育て支援センター入退管理システム実施業務」業務委託

(2) 業務内容

豊中市立子育て支援センター入退管理システム実施業務委託仕様書のとおり

(3) 利用想定

入退システムの想定利用施設数: 2 施設

入退システムの想定利用人数 計 2,916人/月

(4) 契約期間

システム構築及びシステム使用は別契約となる。

システム構築：契約日から令和7年(2025年)6月30日

システム使用：令和7年(2025年)7月1日から令和8年(2026年)3月31日

(5) 委託料等

システム構築委託料 715,000円（提案上限額）

システム使用料 288,750円（想定額）

①上記金額は、消費税及び地方消費税を含んだ契約期間における総額を想定。

②システム使用に係る費用は単価に基づく実績または固定費により算出。

3. 参加要件

本案件に参加及び応募できるものは、企画提案書類等の提出時点で、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。なお、企画提案書類等の提出後において、要件を満たさなくなった場合も参加及び応募を認めない。

【参加資格】

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

②豊中市入札参加停止基準（平成25年10月1日実施）に定める入札停止要件に該当しないこと。

③本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

④会社法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む）の規定による会社の整備の開始を命ぜられていない者であること。

- ⑤平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1号の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑥平成12年4月1日以降に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第127号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

4. スケジュール

令和7年(2025年)4月10日(木) 公募開始
令和7年(2025年)4月15日(火) 質問書の提出期限
令和7年(2025年)4月18日(金) 質問書に対する回答予定日
令和7年(2025年)4月22日(火) 提案参加申込書の提出
令和7年(2025年)4月30日(水) 企画提案書類等の提出期限
令和7年(2025年)5月7日(水) 書類審査 ※提案者が4者以上の場合に実施
令和7年(2025年)5月12日(月) 審査委員会（プレゼンテーション審査）
令和7年(2025年)5月13日(火) 以降 審査結果の通知
令和7年(2025年)5月中旬 契約締結

5. 質疑応答等

本実施要領及び仕様書の内容に不明な点がある場合は、下記のとおり質問を行うこと

【提出期限】 令和7年（2025年）4月15日（火）17時15分必着

【提出方法】 「12. 応募先、質問・問合せ先」へ電子メールにて提出すること。なお、事務局に対して電話連絡にて質問の到達について確認すること。

【提出書類】 質問様式は特に問わない。メールのタイトルを「豊中市立子育て支援センター入退管理システム実施業務公募型プロボ質問」にすること。

【回答方法】 令和7年（2025年）4月18日（金）までに回答を市HPにて公表する。

6. 参加表明手続

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記のとおり手続を行うこと。

(1) 提出書類

提案参加申込書(様式 1)

(2) 提出部数

1 部

(3) 提出方法

①紙で提出する場合

「12. 応募先、質問・問合せ先」へ持参(月～金曜日(祝祭日は除く)9時～17時15分)
又は郵送。

郵送の場合、事務局に対し電話連絡にて提出書類の到達について確認すること。

②データで提出する場合

「12. 応募先、質問・問合せ先」へメールにて提出。

事務局に対し電話連絡にて提出書類の到達について確認すること。

(4) 提出期限

令和7年(2025年)4月22日(火) 17時15分まで(必着)

※提出期限内未到着の場合は、応募(参加)を無効とする。

7. 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類等の提出

【提出期限】 令和7年(2025年)4月30日(水) 17時15分必着

【提出先】 豊中市はぐくみセンターこども支援課子育て支援センターほっぺ

(豊中市岡上の町2-1-8 とよなかハートパレット2F)

受付時間: 9時から17時15分(厳守)

【提出方法】 ①紙で提出する場合

持参(月～金曜日(祝祭日除く)9時～17時15分)、または送付(郵便、宅配便等)。送付の場合、事務局に対し電話連絡にて提出書類の到達について確認すること。

②データで提出する場合

- ・提案事業者ごとの Box フォルダにファイルをアップロード
- ・提出書類の追加や分割提出を認めていないことから、提出書類一式を zip ファイル にまとめ、提出すること。
- ・提案参加申込書に記載されたメールアドレスに Box の招待 URL を送付
※令和7年(2025年)4月23日(水) 17時15分までに送付するので、
メールが届かない場合は事務局まで確認すること。

【提出書類】 ① 提出書類の規格は、A4版片とし、横書き、両面(紙の場合)とする。

② 文字は10.5ポイント以上とし、フォントは任意とする。

③ 全体にページ番号を付け、目次をつけること。

④表紙には以下の事項を記載すること。

(タイトル)令和 7 年度豊中市立子育て支援センター入退管理システム実施業務
に関する業務提案書
(提案者名) ○○会社

No.	項目	内容	
1	業務提案書	・仕様書に基づき提案内容を記載すること ・本業務を実施するうえでの課題やその課題解決に向けた提案、本事業の目的を達成するうえで仕様書に無い提案等があれば記載すること。	様式2
2	設定内容	・SLA締結において可能な設定内容を記載すること	様式3
3	業務実施体制調書	・本業務の取組み体制を記入すること。 ・役割の欄には本委託業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。 ・業務実施組織図には、企画提案提出時の業務実施組織図を記入すること。また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を記入すること。	様式4
4	見積書	以下 2 点について契約期間における見積書を作成。 【見積書 1】入退システム構築委託料(総額及び内訳を記載) 【見積書 2】入退システム使用料(単価(1 入退あたり)や固定費等の内訳及び総額を記載。2 (3) 利用想定を元に算出) *見積書は税抜きで表記し、税別である旨を明記してください。	任意
5	会社概要	令和7年4月1日時点の状況を記載すること *連絡先(担当者氏名、電話番号、FAX番号、e-mailアドレス)を必ず記載すること *任意様式の場合は、様式5に記載の項目は必須。	様式5 又は 任意
		*公募開始日から過去3年以内の処分歴を必ず記載。	様式6

【応募書類の取り扱い】

- ① 提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足又は提出期限内未到着の場合は、応募を無効とする。
- ② 提出期限後の差し替えは認めない。(市が補正等を求める場合を除く。)
- ③ 提出書類等の作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- ④ 提出書類等の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属する。提出書類等は事業者選定のために利用し、他の目的には使用しない。また、企画提案書類等は、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。

8. 選定方法

(1) 審査方法

- ① 市職員で構成する評価委員会を設置し審査する。

- ② 応募事業者が4者以上あった場合のみ、事前に第一次審査(書類審査)を行い、採点順位3位以内の事業者のみプレゼンテーション審査への参加ができるものとする。
- ③ 企画提案書及び企画提案書に基づく第二次審査(プレゼンテーション)を行い、全審査委員の協議により決定した各評価項目の最終合計点数により最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。
- ④ 第二次審査(プレゼンテーション)の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者とししない。
- ⑤ 得点と同じ場合は、評価委員会合議のうえ一本化した審査結果を確定する。
- ⑥ 審査結果についての異議は一切認めない。

(2) プレゼンテーション審査

- ① 日時：令和7年(2025年)5月12日(月)を予定
- ② 日程、時間等の詳細は、プレゼンテーション審査参加者全てに別途連絡する。
発表時間：30分以内(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度)
- ③ プレゼンテーションの順序は、企画提案書の提出順とする。
- ④ 企画提案書の内容に変更がなければ、企画提案書を抜粋した資料やサンプル画面を投影しての説明も可とする。ただし、説明時には企画提案書の何ページに記載されている事項かわかるように説明すること。
- ⑤ プレゼンテーションは、本事業に携わる管理者又は担当者が行うものとし、出席者は担当者を含め3名以内とする。
- ⑥ プレゼンテーションは、オンラインも可とする。オンラインを希望する場合は、本市からオンライン会議用ID等を発行するので、プレゼンテーション審査の時間等詳細通知後、希望する旨を連絡すること。

(3) 評価項目

項目	配点	備考
提案内容	70点	仕様書の内容と一致した提案となっており目的に沿った導入効果が期待できるか。また仕様書に掲げる機能に対応できるか。
		利用者・職員が簡便に利用できるシステムであるか
		SLA設定内容等について
実績・体制	20点	本業務の適切な実施に必要な進捗管理等のマネジメント体制について
		類似業務の実績
見積書	10点	見積価格

(4) 最終審査結果の通知

審査結果は書面にて、令和7年(2025年)5月13日(火)以降にすべての提案者に通知する。なお、豊中市と仕様並びに価格等の協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるため、優先交渉権者の通知をもって、本業務の受託者を約するものではない。

(5) 最終審査結果の公表

最終審査結果は令和7年(2025年)5月13日(火)以降に市のホームページにて公表を

行う。公表内容は次のとおり。

- ・優先交渉権者の名称、採点結果の合計点及び提案額
- ・選定理由
- ・全提案者の名称、採点結果の合計点(提案者と採点結果の対応関係は記載しない。)
- ・選定委員の氏名

※応募が2者であった場合は、次点者の採点結果の合計点は公表しない。

9. 提案者の失格

以下のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案内容に虚偽の記載を行った場合
- (2) 提出期限までに提案書類の提出がない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合(提出書類の追加や分割提出も認められません。)
- (4) 企画提案書受領から契約締結日の間に、豊中市から指名停止措置を受けたもの
- (5) プレゼンテーション審査に欠席した場合
- (6) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (7) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- (8) 見積金額が提案上限額を超えた場合 (提案上限額を設定している場合のみ)
- (9) 他の提案者と応募提案の内容について相談を行ったとき
- (10) 選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき
- (11) その他、募集要項の内容に違反した場合
- (12) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (13) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めたとき。

10. 契約について

- (1) 契約交渉は、優先交渉権者で行い、交渉が合意に至った後、企画提案書の提案内容を基に、豊中市と協議の上、業務内容等を確定し、その提案者と随意契約を締結する。なお、当該提案者との契約交渉が不調に終わった場合は、次点の提案者と契約交渉を開始する。
- (2) 審査の結果、優先交渉権者として選定された場合であっても、提案に虚偽の記載又は重大な瑕疵等があった場合や、「3 参加要件」に抵触するに至った場合は、選定を取り消すことがある。また、契約後に仕様書に記載された内容が遵守されない場合にも、同様に決定を取り消すことがある。
- (3) 本業務の受託者は、豊中市財務規則(昭和46年市規則第13号)に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこととする。(受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。)

11. その他

- ①企画提案書類等の作成及びその他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通

貨に限る。

- ②企画提案書類等の作成に要した費用、旅費、その他本案件への参加に要した経費はすべて提案者の負担とする。
- ③選定委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ④業務の運営開始前の事前準備期間に係る経費は、受託者の負担とする。
- ⑤提出書類に記載された受託業務の担当者等は、豊中市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- ⑥応募を取り下げる場合は、速やかに事務局まで文書で通知すること。

12. 応募先、質問・問合せ先（事務局）

〒560-0023 豊中市岡上の町2-1-8 とよなかハートパレット2F

豊中市こども未来部 はぐくみセンター こども支援課 子育て支援センターほっぺ

Tel 06-6852-5526 E-mail kosodate2@city.toyonaka.osaka.jp